

# 平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局 自治政策課

国際室、地域振興課、過疎対策室、自治財政局 財務調査課

評価年月 平成20年7月

## 1 主要な政策の概要

### （政策名）

政策5 地域振興

### （政策の基本目標）

地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援する。

### （政策の概要）

#### ア 地方公共団体の地域づくりの支援

地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、総務省では、循環型社会形成事業、少子・高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業について財政措置を講じている。

#### イ 地方公共団体の国際化施策の推進

外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進することを目的に、総務省等関係機関が協力して、地方公共団体において、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下、「JETプログラム」）を実施している。

また、近年の外国人住民の増加に伴い、外国人住民施策は、一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつあることから、各地方公共団体が外国人住民施策を進める上での指針・計画の策定に資するよう、「地域における多文化共生推進プラン」を総務省が策定・通知し、地域国際化連絡会議を開催することなどにより普及を図っている。

#### ウ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI事業の支援）

##### 中心市街地活性化

中心市街地の再活性化の促進を通じて、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、総務省では、財政措置を講じている。具体的には、中心市街地活性化基本計画及び商店街等振興整備推進計画に基づき実施するイベント等のソフト事業に要する経費について特別交付税措置を行うとともに、施設整備にかかる地方債の起債について優遇措置を認める。

##### PFI事業の支援

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づいて、総務省では、地方公共団体がPFI事業を円滑に実施できるようにするため、「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月2

9日付け自治画第67号)及び「PFI法に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置」(平成12年3月29日付け自治調第25号)を通知し、地域振興課を窓口として、情報提供や助言、財政措置などの支援を行っている。

## エ 過疎地域の自立促進

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域(過疎地域)とその他の地域との格差の是正等を図るため、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号、以下「過疎法」という。)が制定されている。

この過疎法に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施できるようにするため、総務省では、情報提供や助言、財政措置を行っているところである。

## オ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進

辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号、以下「辺地法」という。)が制定されている。

この辺地法に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が辺地住民の生活文化水準の向上のための辺地対策事業を総合的、計画的に実施できるようにするため、総務省では、情報提供や助言、財政措置を行っているところである。

### (平成19年度予算額)

726百万円

## 2 政策実施の環境

### (1) 政策をとりまく最近の情勢

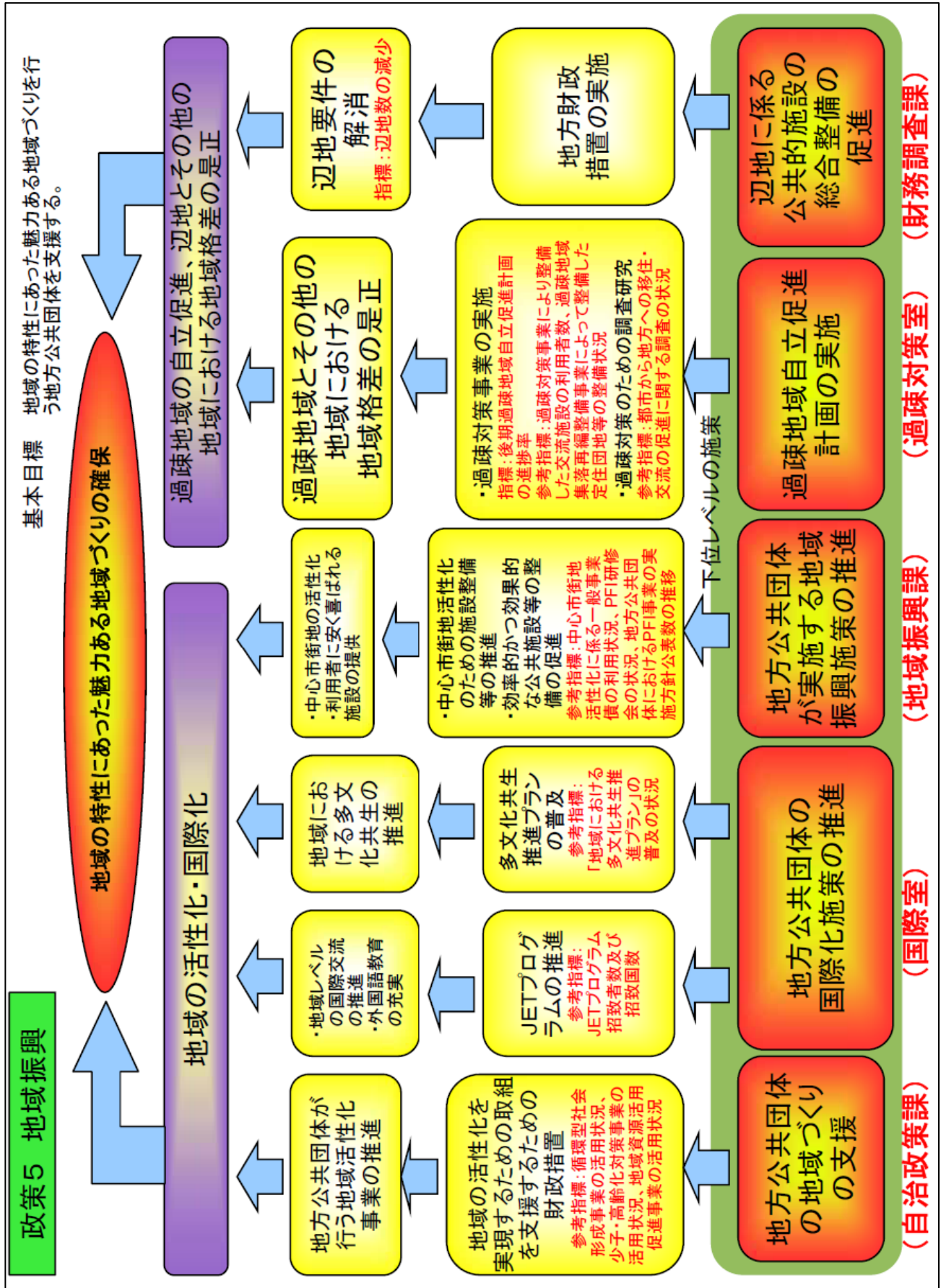
政策をとりまく最近の情勢としては、平成19年2月28日に「地域再生総合プログラム」が策定され、これを受け平成19年4月27日に「地域再生基本方針」が一部改正されるなど、政府全体で地域の再生に向け施策を推進している。さらに、平成20年1月18日に行われた平成20年通常国会における内閣総理大臣の施政方針演説においても、「平成19年11月に取りまとめた、地方再生戦略に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取り組みを政府一体となって強力に後押ししてまいります。」とされているところであり、総務省としても一層の施策の推進を図っているところである。

( 2 ) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針 ( 主なもの )

施政方針演説等	年月日	記載事項 ( 抜粋 )
第 1 6 9 回国会総理施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	地方の元気は日本の活力の源です。昨年 11 月に取りまとめた「地方再生戦略」に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押ししてまいります。
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	4 . 地域活性化 「地域の活力なくして国の活力なし」 地域経済の離陸のため、総合的な活性化政策を展開し、「魅力ある地域」に生まれ変わるよう支援する。また、耕作放棄地の増大、従事者の急速な高齢化、それらによる生産の長期低落などの危機的状況を乗り切り、競争力ある強い農林水産業への第一歩を踏み出し、農山漁村地域を活性化する。
( 参考 ) 年頭所感	平成 20 年 1 月 1 日	長い間の経済の停滞によって、特に地方においては依然厳しい状況にあります。しかし、地方には、自然や伝統などそれぞれの特色があります。まずは、それぞれの地方が、自らの創意工夫によって、その持てる特色を活かすことが、地域再生の第一歩です。国が決めた政策を押し付けるのではなく、地方の自由な取組を後押しする方向へと転換していきます。

### 3 政策効果の把握の手法

#### (1) 基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」）



## (2) 指標等の進捗状況

### ア 地方公共団体の地域づくりの支援

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	新規 継続	団体 区分	17年度		18年度		19年度	
				事業数	団体数	事業数	団体数	事業数	団体数
循環型社会形成事業の活用状況	地方公共団体による循環型社会形成事業の活用状況を事業数及び団体数により把握する。	新規	都道府県 指定都市	8	8	11	11	11	7
			市町村	68	66	75	65	96	85
		継続	都道府県 指定都市	8	5	11	8	13	11
			市町村	53	48	50	44	50	43
少子・高齢化対策事業の活用状況	地方公共団体による少子・高齢化対策事業の活用状況を事業数及び団体数により把握する。	新規	都道府県 指定都市	28	13	30	18	34	18
			市町村	56	55	61	52	56	19
		継続	都道府県 指定都市	36	24	35	24	30	21
			市町村	44	37	32	28	28	16
地域資源活用促進事業の活用状況	地方公共団体による地域資源活用促進事業の活用状況を事業数及び団体数により把握する。	新規	都道府県 指定都市	2	2	18	16	17	9
			市町村	59	54	66	58	69	63
		継続	都道府県 指定都市	5	5	1	1	12	11
			市町村	23	16	24	24	24	20

イ 地方公共団体の国際化施策の推進

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
JET プログラムの招致人数、招致国数	地域レベルでの国際交流の推進に資する JET プログラムの招致人数、招致国数が安定的に推移しているか。	5,853 人 44 カ国	5,508 人 44 カ国	5,119 人 41 カ国
「地域における多文化共生推進プラン」の普及の状況	「地域における多文化共生推進プラン」の普及が適切に行われているか。	平成 19 年度において、都道府県及び政令指定都市を対象に 7 ブロックで地域国際化連絡会議を開催し、「地域における多文化共生推進プラン」を参考としつつ、地域の実情と特性を踏まえた指針・計画の策定を要請した。		

ウ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI 事業の支援）

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
中心市街地活性化に係る一般事業債の利用状況	中心市街地活性化のための施設整備に係る地方債が積極的に活用されているか。	新規：6 件 継続：5 件	新規：1 件 継続：2 件	新規：6 件 継続：-
PFI 研修会開催回数の推移	PFI を実施しようとする地方公共団体の職員を対象とした研修開催回数を見ることにより、PFI 制度の周知活動をどの程度実施しているか。	5 回	5 回	4 回
地方公共団体における PFI 事業の実施方針公表数の推移	実施方針の公表数の推移を見ることにより、周知活動がどの程度浸透しているか。  実施方針は、地方公共団体が PFI 法の手続きに入った事業を公表するものである。また、年度内に実施される公共事業数にも影響されることから、前年比の増減で判断されるものではない。	32 件	36 件	29 件

エ 過疎地域の自立促進

「あらかじめ目標（値）を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
過疎地域自立促進計画の進捗率	市町村及び都道府県が策定した過疎地域自立促進計画に基づいて過疎対策事業を実施することにより、過疎地域の自立促進を達成する。	21年度	過疎地域の自立を促進するための後期過疎地域自立促進計画（平成17～21年度）に基づく事業の実施が着実に進んでいるか。	都道府県 24% 市町村 14%	都道府県 47% 市町村 28%	集計中

(単位:百万円、%)

		17年度	18年度	19年度	後期計画合計
都道府県	計画額	1,073,124	2,209,385 (1,136,261)	3,091,876 (882,491)	4,610,516
	実績額	1,091,812	2,150,213 (1,058,401)	集計中	-
	進捗率	24%	47%	集計中	-
市町村	計画額	1,550,842	2,866,108 (1,315,266)	4,864,447 (1,998,339)	8,668,767
	実績額	1,242,068	2,388,142 (1,146,074)	集計中	-
	進捗率	14%	28%	集計中	-

実績額欄の上段は累計、下段（ ）書きは単年度の額である。

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
過疎対策事業により整備した交流施設の利用者数（1施設あたりの平均）	交流施設が積極的に活用されているか。	-	17千人	39千人

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
過疎地域集落再編整備事業によって整備した定住団地等の整備状況	定住促進のための定住団地等が整備されているか。	7件	4件	7件
都市から地方への移住・交流の促進に関する調査の状況	移住・交流受入システムの整備に向けた調査・検討が行われているか。	平成19年度調査では、都市から地方への移住・交流の促進に当たって、移住・交流希望者の多様なニーズに的確に対応したサービスをきめ細かく提供するため、4つのモデル地域の協力を得て、都市住民に対する誘致活動の効果的な実施方法、移住・交流の総合的な相談窓口の効果的な運営のあり方、移住・交流のために必要な環境整備の方策について実証実験を行い、その結果を受けて移住・交流の受入システムの整備に向けた調査・検討を行った。		

#### オ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進

「あらかじめ目標（値）を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
辺地数	辺地数の減少	19年度	地方財政措置等による辺地の公共的施設の総合整備の促進により、前年度より辺地数が減少しているか。 ( )は対前年比	6,866	6,790 ( 1.1%)	6,722 ( 1.0%)

## 4 政策の総合的な評価

### (1) 評価結果（総括）

平成19年度は既存の事業について、継続的に、地域の活性化・国際化、過疎地域の自立促進、辺地とのその他の地域における地域格差の是正に取り組んできたところであり、指標等をみると総務省が実施した施策については一定の有効性等があったといえる。

しかしながら、厳しい地方財政の状況下、地域の特性にあった魅力ある地域づくりの確保をさらに推進するために、地方公共団体のニーズ等を的確に把握することにより、このような取組を推進する必要がある。



## (2) 基本目標等の達成状況の分析

### (ア) 必要性

#### ア 地方公共団体の地域づくりの支援

地域の活性化を推進するため真に必要とする基盤整備事業を実施しようとする地方公共団体に対し、総務省では事業の特性に応じて財政措置を行っている。地域づくりは、地方公共団体が自主的・主体的に取り組むものであるが、現下の厳しい地方財政の状況において、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを実現するためにはこのような支援策を行う必要がある。

特に、平成19年度では、骨太の方針2007において、地域活性化事業によって喫緊の政策課題と位置付ける各種事業を推進する旨が明記されており、今後も事業の継続が決定しているところである。

#### イ 地方公共団体の国際化施策の推進

地域の国際化を推進するためには、地域レベルの国際交流や外国語教育の充実、多文化共生の推進などを行っていくことが必要である。総務省では、この地域レベルの国際交流や外国語教育の充実を図るため、関係機関と連携して、地方公共団体におけるJETプログラムの実施を推進している。また、地域における多文化共生の推進を図るため、その指針となる「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方公共団体に対し多文化共生の推進に係る指針・計画の策定を要請し、助言を行っているところである。

特に、JETプログラムについては、平成23年度以降、小学校教育における英語教育の必修化及びネイティブ・スピーカーの活用により、事業の拡大が期待され、今後もその積極的な活用が求められている。また、外国人住民は今後ますます増加していくことが予想されているところであり、「地域における多文化共生推進プラン」の更なる普及により、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定を一層進めていく必要がある。

#### ウ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI事業の支援）

##### 中心市街地活性化

地域の文化、伝統と各種機能を培ってきた「地域の顔」としての中心市街地を活性化することは、地域の活性化につながるため、中心市街地活性化基本計画を策定して中心市街地の活性化に積極的に取り組む地方公共団体に対し、総務省では財政措置を行っている。現下の厳しい地方財政の状況において、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを実現するためにはこのような支援策を行う必要がある。

##### PFI事業の支援

PFI法の施行より8年が経過し、各自治体にもPFI手法が浸透しつつあるが、その中で顕在化してきた制度上、実務上の様々な課題に対応していく必要がある。また、地域社会に不可欠な社会資本の整備や、住民に対する低廉で質の高いサービスの提供に資するPFI事業の展開も今後期待されることから、地域振興の観点からも、引き続き施策を継続する必要がある。

## エ 過疎地域の自立促進

現行の過疎法の適用期限を平成22年3月末に控える中、過疎地域においては、引き続き人口減少と高齢化の進展、身近な「足」(生活交通)の不足、雇用問題、医師不足、維持が困難な集落の問題など、多くの課題が残されている。

これらの課題の解決に向け、総務省では、現行の過疎法に基づく過疎地域の自立・活性化を図る取組みを進めるとともに、時代に対応した新たな過疎対策のあり方等について、引き続き検討を進める必要がある。

## オ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進

辺地法に基づき、総務省では、辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するため、地方公共団体に対して財政措置による支援を行っているところである。辺地の要件に該当する地域は、平成19年度時点で6,722箇所もあり、引き続き辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、財政措置を実施していく必要がある。

## (イ) 有効性

### ア 地方公共団体の地域づくりの支援

地方公共団体の地域づくりの支援の状況を見るために、地方公共団体が平成19年度に地域活性化事業債のうち循環型社会形成事業、少子・高齢化対策事業、地域資源活用促進事業を活用した利用数及び団体数を見てみると、毎年、一定の団体数がこれらの制度を利用しており、地方公共団体のニーズにあった地域活性化事業の推進を総務省が支援できたといえることから一定の有効性があったと言える。しかしながら、年々、地方公共団体における地域づくりのテーマは変化するため、今後とも個別のメニューについて実態を把握した上で検討を行っていく。

### イ 地方公共団体の国際化施策の推進

まず、地域レベルの国際交流の推進や外国語教育の充実が図られているかについて、JETプログラムの招致人数及び招致国数をみると、近年は減少傾向にあるが、これは、厳しさが続く地方財政の状況、国内における児童・生徒の減少といった事情が背景にあり、招致人数や招致国数が減少しているからといって地域レベルの国際交流や外国語教育の充実が推進されていないとは一概に言えないところがある。その一方で、JETプログラム参加者の活用事例をみると、地域住民への語学講座、国際理解・国際交流イベントから消防職員対象の語学講座まで多岐にわたっており、この事業の実施は地域レベルの国際交流の推進や外国語教育の充実を図ったといえることから有効性があると認められる。

次に、「地域における多文化共生推進プラン」の普及の状況について見てみると、総務省では平成19年度に都道府県及び政令指定都市を対象として7ブロックで地域国際化連絡会議を開催し、「地域における多文化共生推進プラン」を参考としつつ、地域の実情と特性を踏まえた指針・計画の策定を要請したところである。

「地域における多文化共生推進プラン」は平成18年3月の通知であり、地方公共団体もその地

域の実情に応じた指針・計画の策定を進めている段階であり、策定した団体数だけをもって有効性の分析することは困難であるが、総務省では、連絡会議における周知を図っただけでなく、指針・計画の策定を予定している地方公共団体への情報提供や助言などの取組を行っているところであり、地域における多文化共生の推進を図ったといえることから有効性があると認められる。

#### ウ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI事業の支援）

中心市街地活性化の状況について、中心市街地活性化に係る一般事業債の利用状況を活用した利用数及び団体数を見てみると、毎年、一定の団体数がこれらの制度を利用しており、地方公共団体においてイベント等のソフト事業及び施設整備は着実に実施されていると考えられることから有効性があったと認められる。

また、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等の促進の状況について、地方公共団体におけるPFI事業の実施方針公表数の推移とPFI研修会開催回数の推移を見てみると、PFI事業の支援においては、平成19年度に新たに公表された事業実施方針は29件、累積件数は248件であり、着実な伸びを示している。また、平成19年度は、ふるさと財団と連携し、地方公共団体の職員向け研修会を4回開催し、PFI制度の概要及び地方財政措置に関して周知を図ったところである。以上のことから、地方公共団体による効率的かつ効果的な公共施設等の整備と利用者に安く喜ばれる施設の提供が期待できることから施策の有効性があったと認められる。

#### エ 過疎地域の自立促進

過疎地域の自立促進がなされているかについて、後期過疎地域自立促進計画に基づく事業の進捗率を見てみると、平成18年度時点で都道府県47%、市町村28%となっており、厳しい財政状況下において着実に進捗していることから一定の有効性が認められる。また、過疎対策事業により整備した交流施設の利用者数をみると、39千人（平成19年度）と前年度より22千人も上昇し、さらに、過疎地域集落再編整備事業によって整備した定住団地等は、平成18年度は4件、平成19年度は7件の整備が行われている。このように、これまでの過疎対策事業が着実に実施され、過疎地域とその他の地域における地域格差の是正に、一定の成果をあげてきたという施策の有効性が認められる。

#### オ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進

平成19年度の辺地数を見てみると、6,722箇所あり、前年度比1.0%減となっていることから、財政措置により地方公共団体の辺地に対する公共的施設の総合整備が促進され、辺地要件の解消がなされているといえることから、辺地対策事業の施策の有効性が認められる。

#### （ウ）効率性

なし

## 5 今後の課題と取組の方向性

### (1) 政策の課題と取組の方向性（総括）

総務省では、これまで、地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対して、情報提供や助言、財政措置等を継続して行ってきたところである。

しかしながら、平成20年施政方針演説において、地方再生戦略に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組みを政府一体となって強力に後押しするという政府方針が示されていることから、これまで以上に、総務省では、実態やニーズを的確に把握することにより、地域の特性にあった魅力ある地域づくりをしようとする地方公共団体に対し支援を実施していくとともに、地域力創造に向けた取組を進めていく必要がある。

### (2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<b>【課題】</b> 地域活性化事業債による地域づくりの支援制度は活用されているが、今後、地方公共団体のニーズ等を的確に把握して、財政措置等による支援を行っていく必要がある。	<b>見直し・改善の方向性</b>	地域活性化事業債については、個別のメニューについて、実態を把握した上で、ニーズの低いメニュー（地域資源活用促進事業における科学技術振興事業等）については、廃止も含めて検討していく。
<b>【下位レベルの施策名】</b> 地方公共団体の地域づくりの支援		<b>（予算要求）</b> - 該当なし
<b>【主な事務事業】</b> ・地方自治に係る政策の企画立案に関する事業		<b>（制度）</b> 現行制度を利用
・ふるさとづくり事業		<b>（実施体制）</b> 制度に関する情報提供
<b>【課題】</b> 地方財政の厳しい状況、国内における児童・生徒の減少といった事情を背景にJETプログラムの招致人数は減少傾向にある。	<b>見直し・改善の方向性</b>	平成23年度より小学校における英語教育が必修化されることから、JETプログラムによる指導者の確保が期待される所であり、今後、関係機関と連携し、地方公共団体の意見も踏まえ、更なる有効な活用方策について検討していく。
<b>【下位レベルの施策名】</b> 地方公共団体の国際化施策の推進		<b>（予算要求）</b> 継続
<b>【主な事務事業】</b> 語学指導等を行う外国青年招致事業		<b>（制度）</b> 継続
		<b>（実施体制）</b> 地方公共団体向けの普及啓発

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 外国人住民は今後ますます増加していくことが予想されているところ。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地方公共団体の国際化施策の推進</p> <p>【主な事務事業】 「地域における多文化共生推進プラン」の普及</p>	見直し・改善の方向性	「地域における多文化共生推進プラン」の更なる普及
	(予算要求)	継続
	(制度)	継続
	(実施体制)	地方公共団体向けの普及啓発
<p>【課題】 地方公共団体が実施する地域振興施策に対する財政措置等について、相談業務等を通じ引き続き周知を図る。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進</p> <p>【主な事務事業】 ・ 中心市街地活性化 ・ P F I 事業の支援</p>	見直し・改善の方向性	中心市街地活性化について、特別交付税措置及び施設整備にかかる地方債の起債の必要性及び有効性を踏まえ、今後、新たに中心市街地活性化基本計画の策定にあたる地方公共団体に対し、当該財政措置の周知を図っていく。
	(予算要求)	該当なし
	(制度)	中心市街地活性化、PFI 事業の支援の継続
	(実施体制)	中心市街地活性化、PFI 事業の支援の継続
<p>【課題】 過疎地域の自立促進を推進するため必要な予算を確保。</p> <p>【下位レベルの施策名】 過疎地域の自立促進</p> <p>【主な事務事業】 ・ 過疎対策事業 ・ 過疎対策のための調査研究</p>	見直し・改善の方向性	現行の過疎法に基づく過疎地域の自立・活性化を図る取組みを進めるとともに、時代に対応した新たな過疎対策のあり方等について引き続き検討を進める。
	(予算要求)	継続
	(制度)	継続
	(実施体制)	継続

今後の課題	取組の方向性	
<b>【課題】</b> 辺地地域の格差解消のため、引き続き地方財政措置等が必要  <b>【下位レベルの施策名】</b> 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進  <b>【主な事務事業】</b> 辺地対策事業	<b>見直し・改善の方向性</b>  辺地に係る公共的施設の総合整備の促進も、道路整備率等については、全国平均と差がある状況であり、引き続きこうした施設整備のために施策を推進していく。	
	<b>(予算要求)</b>	該当なし
	<b>(制度)</b>	辺地対策の継続
	<b>(実施体制)</b>	辺地対策の継続

## 6 学識経験を有する者の知見の活用等

### (1) 学識経験を有する者の知見の活用

「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月26日閣議決定)において新世紀の社会資本整備として重点的に推進すべき分野に位置づけられた内容等を、の把握に活用し、政策の評価に活用した。

JETプログラム基本問題検討会(平成12年10月～平成13年9月まで6回開催)においてとりまとめた報告書を今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。

また、「多文化共生の推進に関する研究会(座長 山脇啓造 明治大学教授)」においてとりまとめた「多文化共生の推進に関する研究会報告書(平成18年3月)」を今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。

平成20年4月24日に過疎問題懇談会(座長 宮口侗迪 早稲田大学教授 ほか構成員10名)が開催され、これまでの過疎対策の成果と今後の課題について、これまでの議論の中間的整理が行われた。

辺地対策のあり方に関する調査研究会(座長 蒲谷亮一(当時)(財)全国市町村振興協会常務理事 ほか構成員10名)における報告書(平成13年3月)の内容を政策の必要性及び課題等を把握するために活用した。

### (2) 評価に使用した資料等

- ・「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について」(平成元年2月14日付け自治画第17号)
- ・「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針について」(平成7年4月13日付け自治国第5号)  
(いずれも総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/kokusai/sonota.html#b> に掲載)
- ・「多文化共生の推進に関する研究会報告書(平成18年3月)」(総務省ホームページ [http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota\\_b5.pdf](http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf) に掲載)
- ・「地域における多文化共生推進プランについて」(平成18年3月27日付け総行国第79号)  
(総務省ホームページ [http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota\\_b6.pdf](http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b6.pdf) に掲載)

- ・「過疎対策の現況」(概要版は総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm> に掲載)
- ・「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)」  
(総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm> に掲載)
- ・「今後における辺地対策のあり方に関する検討報告」(辺地対策のあり方に関する調査研究会(平成13年3月))

